

売買契約に関する注意事項

- 1 . 土地代金は契約後 6 0 日以内に納入通知書により振り込んでいただきます。
- 2 . 契約時の収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税は買主の負担になります。
なお、これ以外の所有権移転登記に係る手数料は不要です。
- 3 . 所有権移転登記は土地代金振込み確認後、新城市土地開発公社で登記します。
- 4 . 土地現状のままで、引渡しとなります。